

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 9 月 20 日

南伊豆町長 梅本和熙

記

1. 協議を設けた区域の範囲

南伊豆町

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 9 月 16 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数	33
・法人経営体	3
・個人経営体	30
・集落営農組織	0

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・イチゴについては、耕作放棄地等を農地中間管理事業などを活用し担い手に集積するとともに、制度資金を活用した新規就農者の育成などに取り組む。さらに、省力的で労働強度の少ない高設栽培の推進などを図り、産地の維持発展を推進する。

・ナバナについては農閑期である冬に作付け・収穫が可能であり、地域特産野菜として発展を推進する。

・ノブキについては静岡県推奨農作物である。町内では伊豆太陽農協ノブキ部会を中心に生産されており、今後は地域特産野菜として推進する。

- ・花きについては、新品種の導入や栽培の省力化を図るとともに、新規地区での拡大を推進する。
- ・稲作については、高齢化などにより栽培継続が難しくなった水田を、農地中間管理事業等により担い手に集積し、経営規模拡大による経営の安定化を推進する。
- ・柑橘については、JA 伊豆太陽柑橘委員会活動等を通じ、高品質・安定生産技術の向上に取り組むとともに、販売は、観光地としての立地を生かした生産直売などにより、経営の安定化を推進する。
- ・樹園地については、農地中間管理事業などを活用し、農地流動化による担い手への経営規模拡大を推進する。
- ・町内南中、南上地区を中心として、直売所「湯の花」等を活用した地産地消の取り組みを推進する。